コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

Amazia,inc.

最終更新日：2018年12月20日

M－Amazia
代表取締役社長 佐久間　亮輔
問合せ先：03-6415-3435
証券コード：4424

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンスを企業価値の向上を目指す会社の根幹機能として位置付け、経営環境の変化に対する迅速な対応、経営の透明性の確保、ならびに健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制の充実を継続的に努めております。株主、顧客、従業員、取引先など、各ステークホルダーの当社に対する信頼を高め、会社として説明責任をよりよく果たすことを目指しております。当社は、今後も会社の発展ステージに応じて最もふさわしいコーポレート・ガバナンス体制を構築し、企業価値の最大化を不断に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しておりますので、本欄に記録すべき事項はありません。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
佐久間　亮輔	1,200,000	39.76
江口　元昭	800,000	26.51
株式会社シーエー・モバイル	390,000	12.92
株式会社メディアドゥホールディングス	150,000	4.97
NVCC7号投資事業有限責任組合	132,000	4.37
三菱UFJキャピタル4号投資事業有限責任組合	62,000	2.05
株式会社アドウェイズ	60,000	1.99
江口　弘尚	60,000	1.99
株式会社VOYAGE VENTURES	56,000	1.86
株式会社マイナビ	40,000	1.33

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	9 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
村野　慎之介	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村野　慎之介	○	―	複数の企業における経営者としての経験や社外役員としての経験と幅広い見識に基づき、当社の経営を監督して頂くとともに、当社の経営全般に関する助言を頂けることを期待し、社外取締役に選任しております。 また、当社から独立した立場であり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査責任者は、内部監査を実施する過程で検出された事項について、必要に応じて監査役と意見交換を行い、適宜対応しております。
内部監査責任者及び監査役は、会計監査人（EY新日本有限責任監査法人）と定期的に意見交換を行い、また、会計監査の過程で検出された事項について、報告を求め、対処するなど、相互連携による監査の実効性と効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小泉　妙美	公認会計士													
阿曾　友淳	公認会計士										△			
成川　弘樹	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小泉　妙美	○	―	小泉妙美氏は、長年にわたり公認会計士業務に携わり、その経歴を通じて培った専門家としての経験、見識からの視点に基づく監査を期待し、社外監査役に選任しております。 また、当社から独立した立場であり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
阿曾　友淳	○	阿曾友淳氏は、過去に当社の取引先であるEY新日本有限責任監査法人の業務執行者でありましたが、主要な取引先ではありません。	阿曾友淳氏は、長年にわたり公認会計士業務に携わり、その経歴を通じて培った専門家としての経験や上場企業における社外役員としての経験、見識からの視点に基づく監査を期待し、社外監査役に選任しております。 また、当社から独立した立場であり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。

成川　弘樹	○	―	成川弘樹氏は、長年にわたり弁護士として法律実務に携わり、その経歴を通じて培った専門家としての経験、見識からの視点に基づく監査を期待し、社外監査役に選任しております。 また、当社から独立した立場であり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な株主価値の向上を目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

取締役、従業員に対して、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としています。
監査役に対して、株主利益の観点から監査役に求められる適正な監査について更なる意識喚起を行う目的で付与しています。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
役員区分ごとの報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会決議により取締役全員の報酬額の限度額を決定しております。
各人の取締役の報酬については、取締役会において決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社は、社外取締役及び社外監査役が、独立した立場から経営への監督と監視を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、経営管理部がサポートを行っております。月１回の取締役会、監査役会での情報共有並びに、必要に応じて、取締役会の決議内容・報告内容について事前説明を行っております。また、非常勤の監査役には常勤の監査役が重要な会議への出席を行い、随時メール等にて情報共有を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

［取締役会］
取締役会は、取締役4名（社外取締役1名。いずれも男性）で構成され、月1回取締役会を開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、重要な事項はすべて付議され、業績の状況とその対策及び中期的な経営課題への対処についても検討しております。また、業務執行状況を多面的に監督・監視し、当社の経営の効率性及び透明性を確保できるよう努めております。なお、社外取締役とは、当社と会社法427条第1項の責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める額としています。
［監査役会］
監査役会は、常勤監査役1名（社外監査役1名。女性）、非常勤監査役2名（社外監査役2名。いずれも男性）で構成され、月1回監査役会を開催し

ているほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役は、取締役会へ出席し、会計監査及び業務監査を中心として、経営全般に関する監査を行う体制を構築しております。なお、社外監査役3名とはいずれも、当社と会社法427条第1項の責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める額としています。

【経営会議】

会社の業務遂行に関する重要事項について、取締役会のほかに個別経営課題の審議の場として、取締役、常勤監査役及びマネージャーにより構成する経営会議を隔週開催しております。ここでは、情報の共有化を図ることにより業績の向上とリスクの未然防止を図っております。

【会計監査人】

会計監査人として、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。EY新日本有限責任監査法人からは、独立監査人としての立場から、財務諸表等に 対する会計監査を受けるとともに、内部統制及び重要な会計的課題に対しての指導を受けております。平成30年9月度の監査業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は、以下の通りです。

〇業務を執行した公認会計士の氏名

・指定有限責任社員 業務執行社員 奥見 正浩氏

・指定有限責任社員 業務執行社員 安藤 勇氏

〇監査業務に係る補助者の構成

・公認会計士3名、その他3名

【内部監査】

代表取締役の命を受けた内部監査責任者1名と内部監査担当者1名が、業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的及び中立的な経営監視機能の確保は重要と考えており、当社は、独立性の高い社外取締役1名並びに社外監査役のみで構成される監査役会を設置することにより、経営の監視機能面では、十分に機能する体制が整っていると判断しているため、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に向けて努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	開催日の設定に関しては、集中日を避けるよう留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知（要約）の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	説明会（不定期）の開催に加え、個人投資家向けIR資料をホームページに掲載する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎（第2四半期決算、期末決算）に代表者から決算の内容及び今後の戦略について説明する予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL https://amazia.co.jp/ 決算短信、その他適時開示資料、決算説明会資料を掲載する予定です。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理部を担当部署としております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	全役職員が遵守すべき規範と行動基準として、「倫理・コンプライアンス規程」を定めるとともに、全役職員への周知徹底を行っております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	今後、検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	投資者が当社への投資価値を適格に判断できるために必要な会社情報を、ホームページ及び適時開示を通じて、迅速に提供するように努めてまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役･使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、当社における業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。
①取締役･使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
企業倫理･法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、当社の全役職員を対象とした行動指針として倫理･コンプライアンス規程を定め、全役職員に周知徹底させております。
当社の代表取締役は、法令、定款及び社会規範･倫理の遵守を率先垂範するとともに、当社の役員及び使用人に対してコンプライアンスを教育･啓発しています。また、当社は、横断的なコンプライアンス体制の整備のため、コンプライアンス委員会を設置しています。
当社の役員･使用人は、法令違反･その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、内部通報規程に基づき、当社に報告するものとします。この場合、通報者の匿名性の保障と通報者に不利益がないことを確保します。重要な通報については、その内容と会社の対処状況･結果を適切に当社の役員及び使用人に開示し、周知徹底します。
当社の取締役は監査役から職務の執行について監査を受け、監査役から助言･勧告があったときには、これを尊重します。
代表取締役の命を受け、経営管理部マネージャーが他部門の業務執行状況の内部監査及び内部統制の整備状況の評価及び改善提案をしています。なお、経営管理部の内部監査及び内部統制の整備状況の評価及び改善提案は、開発運用部運用グループマネージャーが実施しています。
特定株主からの利益供与要求や暴力団の民事介入暴力等に見られる反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、その介入を一切許しません。当該対応方針等を当社行動規範において明確にして当社の役員及び使用人に周知徹底しています。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録などその職務の執行に係る情報･文章については、文章管理規程に従い保存･管理を行います。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の取締役会は、企業活動の持続的発展の実現を脅かすあらゆるリスクに対処するため、組織横断的リスクマネジメント体制を構築しています。具体的には、新たに発生したリスクについて、リスク管理規程に基づいて担当部署で規程を制定し、取締役会にはかるものとしています。また、取締役･使用人のリスク管理マインド向上のため、勉強会、研修を定期的に実施しています。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役･使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保しています。なお、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は随時見直します。
その他業務の合理化、電子化に向けた取組により、職務の効率性確保をはかる体制の整備を行うとともに、経営会議、取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施を行っています。

⑤当社における業務の適正を確保するための体制
当社は、業務の執行が法令及び定款に適合するとともに、業務の適正と効率の確保するために必要な組織規程や職務分掌規程をはじめとする社内規程を定め業務を遂行しています。また、取締役･使用人の業務遂行の適合性を確保するため、内部監査規程に基づき内部監査を実施しています。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役が十全の監査を行うために補助使用人を必要とする場合には、取締役会は補助使用人の設置に関して決議するものとします。この補助使用人の異動には監査役の同意を必要とし、またその人事評価は監査役が行うこと、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けないものとすることで独立性を確保しています。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
当社の常勤監査役は、取締役会のほか当社の重要な会議体に出席します。また、代表取締役等は、取締役会･経営会議等の重要な会議において随時業務の執行状況を報告します。
取締役･使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他当社の行動規範への重大な違反が生じたときは、監査役に報告します。また、監査役に当該報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止し、その旨を当社の取締役･使用人に周知徹底しています。

⑧監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査の実施にあたり監査役が必要と認める場合、弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障します。
監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定します。

⑨監査役の職務執行について生ずる費用等の処理に係わる方針
監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続については、監査役の請求等に従い円滑に行える体制としています。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制
信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価します。不備があれば必要な是正を行います。

⑪反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、当社行動規範において、「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たない」旨を規定し、全取締役･使用人へ周知徹底しています。
また、反社会的勢力排除に向けて、不当要求がなされた場合の対応基本方針、対応責任部署、対応措置、報告･届出体制等を定めた反社会的勢力対策規程を制定し、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備しています。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンス遵守を実践するために、企業行動規範を定めており、その中では「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たない。」と定めております。
これらを受け、当社の全体研修や、入社時ガイダンスなどの機会を利用し、定期的にその内容の周知徹底を図っております。
また、暴力団追放運動推進都民センターの賛助会員にも加入し、情報収集を行い、社内で情報を共有しております。
当社における方針・基準として、「反社会的勢力対策規程」を制定し、所轄部署は経営管理部として、運用を行っております。
具体的には、新規取引先については、外部調査機関等を用いて情報収集を行い、事前にチェックを行っております。継続取引先についても、毎年8～9月に取引先全社の調査を行っております。また、取引先との間で締結する「基本契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

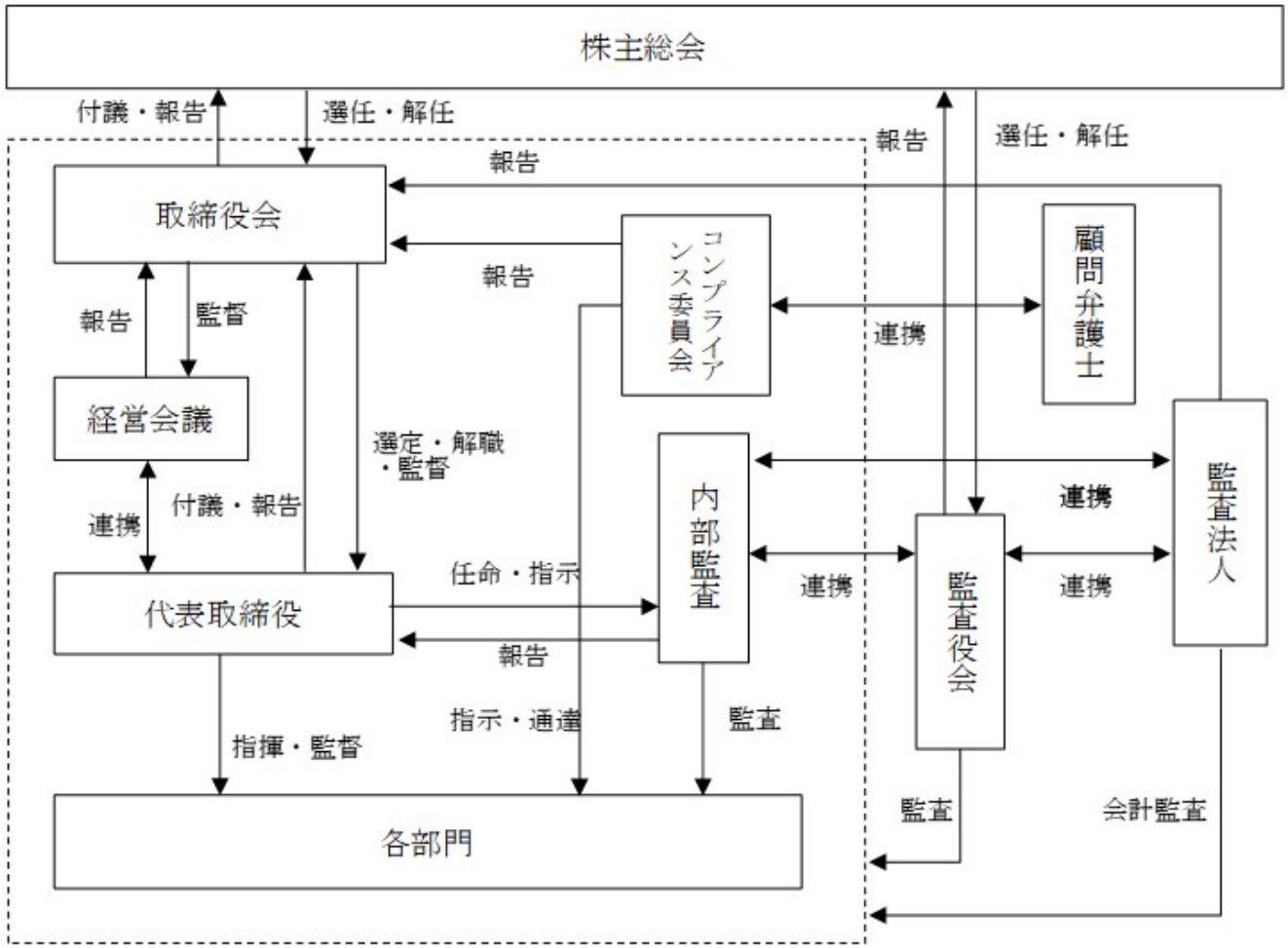
該当項目に関する補足説明

－

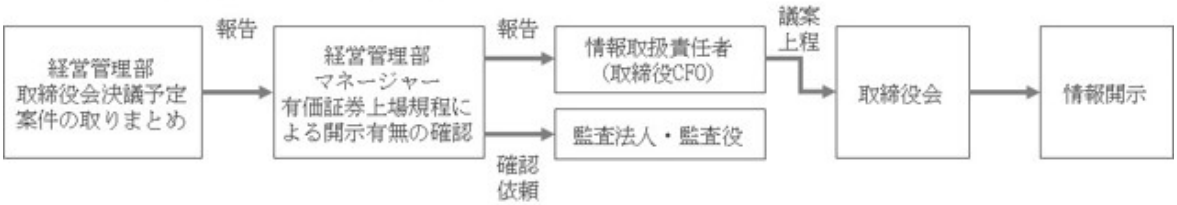
2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

(1) コーポレート･ガバナンス体制について
模式図(参考資料)をご参照ください。
(2) 適時開示体制について
当社は、取締役CFOを適時開示の責任者としております。
当社は、「金融商品取引法」、「有価証券上場規程」その他関連法規を遵守し、適宜･適切に企業情報を公平に開示するよう努めてまいります。収集された情報は、適時開示責任者に集められ、検討･手続きを経た上で、公表すべき情報は適時に公表してまいります。

【模式図（参考資料）】



【模式図（適時開示体制の概要）】
＜当社に係る決定事実・決算に関する情報等＞



＜当社に係る発生事実に関する情報等＞

